

泉北環境整備施設組合職員厚生会による清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要領

泉北環境整備施設組合職員厚生会(以下「厚生会」という。)では、泉北環境整備施設組合施設に清涼飲料水自動販売機を設置する事業者(以下「設置事業者」という。)を次のとおり募集します。

設置使用料の入札により、設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご確認の上、お申し込みください。

別紙-1 自動販売機物件配置図 参照

物件①

施設名	泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター			
件名	旧炉			
所在地	和泉市舞町87番地			
台数(設置箇所)	1台(別紙1)物件①			
面積	1.08㎡(幅1.2m、奥行き0.9m)			
販売実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上本数	4,849本	5,567本	4,982本	3,959本
売上金額	501,990円	611,190円	552,070本	444,830円

物件②

施設名	泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター			
件名	資源化センター			
所在地	和泉市舞町87番地			
台数(設置箇所)	1台(別紙1)物件②			
面積	1.08㎡(幅1.2m、奥行き0.9m)			
販売実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上本数	1,868本	2,204本	1,862本	1,479本
売上金額	209,770円	252,640円	220,720本	185,880円

物件③

施設名	泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター			
件名	クリーンセンター玄関前			
所在地	和泉市舞町87番地			
台数(設置箇所)	1台(別紙1)物件③			
面積	1.08㎡(幅1.2m、奥行き0.9m)			
販売実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上本数	2,638本	3,083本	3,692本	3,995本
売上金額	300,500円	337,820円	390,400本	425,650円

※ 許可面積には、転倒防止器具、放熱余地、回収ボックス設置部分を含みません。

1 入札参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市税を完納していること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務について、過去3年以内の実績を有し、商品補充、金銭管理など、維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (7) 法令等の規定により、販売について許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けること。
- (8) 資本関係又は人的関係のある会社同士が入札に参加することはできません。

2 設置条件等

- (1) 設置契約の内容 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)238条の4第2項第4号の規定に基づき、厚生会が借上げた行政財産の敷地を使用する。
- (2) 契約期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。(設置及び撤去に要する期間を含みます。)契約期間の満了時において、契約の更新又は期間の延長は行わないものとします。
- (3) 設置使用料等
 - ① 設置使用料
設置使用料は、毎年度4月末までに厚生会が発行する請求書により納入すること。
※設置使用料には電気使用料を含みます。
 - ② その他必要経費
自動販売機の設置及び撤去に要する経費及び維持管理(電気使用料を除く。)に係る一切の経費は、設置事業者の負担とします。
- (4) 売上報告書の提出
設置事業者は、設置物件に係る自動販売機の売上状況を1年間取りまとめ、翌年度の4月末までに売上報告書を提出するものとします。
また、厚生会が利用状況等について実地調査を行う場合、又は関係資料の提出を求めた場合には、設置事業者は厚生会に協力するものとします。
- (5) 設置契約上の制限等
 - ① 清涼飲料水自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
 - ② 清涼飲料水自動販売機以外の工作物を設置しないこと。

- ③ 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。また、他の権利を設定しないこと。
 - ④ 販売価格は、メーカー希望小売価格(定価)以下とすること。
 - ⑤ 販売品目については、清涼飲料水(茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース等)で缶、ビン、ペットボトル等の密閉式の容器とする。アルコール飲料、いわゆるノンアルコール飲料の販売は行わないこと。
 - ⑥ 設置に当たり、給排水設備を必要としないこと。
- (6) 自動販売機の仕様
- ① 障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインであること。
※屋外等でユニバーサルデザインの利用が難しい場合は、可能な限り障害者等の利用しやすさに配慮した自販機を設置すること。
 - ② 省エネ法(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年法律第49号))に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率の良い自動販売機であること。
 - ③ ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークシフト、ピークカットなど、省エネルギーに配慮した機種とすること。
 - ④ フロン、代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
 - ⑤ 設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。
- (7) 維持管理責任
- ① 維持管理は、設置事業者が責任を持って行い、常に商品の賞味期限等に注意を払うとともに、在庫・補充管理や売上金の回収、釣り銭の補充等を適切に行うこと。
 - ② 使用済み容器のリサイクルボックスは、販売する飲料等の容器(缶、ビン、ペットボトル等)に応じ、原則として、自動販売機1台に対して1個以上設置すること。また、使用済み容器は、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行い、使用済み容器が回収ボックスからあふれたりすることがないように、適切な維持管理に努めること。
 - ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
 - ④ 故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を見やすい位置に明記すること。
 - ⑤ 契約期間満了(令和13年3月31日午後3時までに撤去)又は契約解除により、自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の負担のもと原状回復を行い、厚生会の確認を受けること。

3 入札等のスケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりとします。

項目	スケジュール
募集要領の配布(組合ホームページ掲載)	令和8年2月2日(月)
質問書の受付(質疑受付)	令和8年2月2日(月) 令和8年2月6日(金)正午まで
質問回答書の公表(質疑回答)	令和8年2月9日(月)
入札参加申込書等の提出	令和8年2月9日(月)から 令和8年2月16日(月)まで
入札参加資格の確認通知(FAX)	令和8年2月18日(水)
入札書の提出期限	令和8年2月25日(水)午後5時まで
入札・開札	令和8年2月26日(木)午前10時から
販売機の設置	令和8年4月1日(木)

4 入札参加手続

① 募集要領等の配布

配布期間	令和8年2月2日(月)から令和8年2月25日(水)まで
配布資料	1 泉北環境整備施設組合職員厚生会による 清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要領 2 質問書(様式1) 3 入札参加申込書(様式2) 4 業務実績表(様式3) 5 役員等一覧(様式4) 6 入札書(様式5) 7 設置箇所図
入手方法	泉北環境整備施設組合のホームページからダウンロードしてください。 トップページ>入札情報>清涼飲料水自動販売機設置事業者募集について ※組合窓口での配布は行いません。

② 質問書の受付及び回答

本入札に関する質疑は、全て質問書によることとします。質疑がある場合は、次のとおり質問書(様式1)を提出してください。

受付期間	令和8年2月2日(月)から令和8年2月6日(金)正午まで
提出方法	FAXで受付します。 泉北環境整備施設組合職員厚生会 事務局 FAX 0725-46-0800

回答	令和8年2月9日(月)午後5時
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、組合ホームページにおいて公表します。なお、質問回答書は、本募集要領の追加又は修正として、募集要領と同様に扱います。

③ 入札参加申込書等の提出

受付期間	令和8年2月6日(金)から令和8年2月16日(月) 午後5時00分まで
提出先	〒592-0013 大阪府高石市取石6丁目9番40号 泉北環境整備施設組合 職員厚生会 事務局 宛
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、一般書留または簡易書留とし、受付期限までに必着とします。
提出書類 (各1部)	<p>1 入札参加申込書(様式2)</p> <p>設置事業者の概要(企業理念, 創業年月日, 従業員数, 資本金, 事業内容)がわかる会社概要等のパンフレットを添付してください。</p> <p>①商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)</p> <p>②印鑑登録証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)</p> <p>③決算書(最新のもの)</p> <p>④納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税, 消費税及び地方消費税:「その3の3」 ・法人事業税, 法人県民税:様式第40号の4(イ) 納税証明書 <p>※大阪府内に事業所等がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の完納証明書 <p>※組合市(泉大津市、和泉市、高石市)内に事業所等がある場合</p> <p>2 業務実績表(様式3)</p> <p>国又は地方公共団体の施設での実績を優先に、過去3年以内のものを記載してください。複数の実績がある場合には、3件まで記載してください。</p> <p>※契約書等の写し(契約者名, 契約期間及び事業の内容がわかる部分のみ)を添付してください。</p> <p>3 役員等一覧(様式4)</p> <p>4 設置を希望する自動販売機のカatalog</p>

④ 入札参加資格の確認

上記(3)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月18日(水)に、申込者あて結果をFAXで通知します。

なお、当該結果通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

⑤ 入札書等の提出方法について

入札書等は、**持参**または**郵送**(一般書留または簡易書留)により、あらかじめ指定する日までに泉北環境整備施設組合職員厚生会事務局に到達するように提出してください。

提出期限	令和8年2月25日(水)午後5時00分まで
提出場所	〒592-0013 大阪府高石市取石6丁目9番40号 泉北環境整備施設組合 職員厚生会 事務局 宛

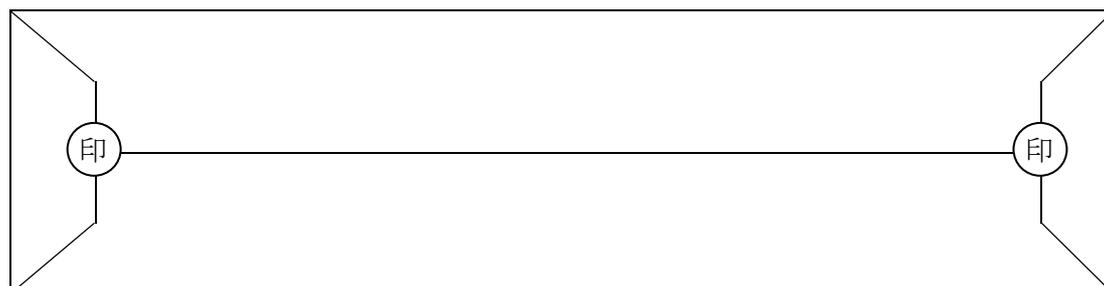
- ・ 郵送の場合は「**一般書留**」又は「**簡易書留**」により提出してください。
- ・ 上記の指定した方法以外の郵便でした入札は無効となります。(普通郵便、FAX、電子メール等による入札書の提出は一切受け付け致しません。)
- ・ 必ず提出期限までに到達するように郵送してください。
- ・ 郵便料は入札参加者の負担となります。
- ・ 到着の有無等の郵送に関する厚生会への問い合わせは一切応じられませんので、ご了承ください。(郵便物の配達状況は、郵便物の受領証に記載されている引受番号を用いて、郵便局ホームページで確認することができます。)

・中封筒(入札書を入れる封筒)

- ・ 封筒は任意とします。(例 長形3号)
- ・ 縦書き、横書きは自由とする。
- ・ 中には入札書を入れてください。
- ・ 物件ごとに1部ずつ作成してください。(3つの物件に入札する時は3部必要です。)

(表)

泉北環境整備施設組合職員厚生会 会長 宛	
入 札 書 在 中	
商号又は名称 及び代表者氏名	
物件番号	○
件 名	○○○○○○○○○○
開札日	令和8年2月26日



・封筒の裏については、張り合わせ位置に**封印**をお願いします。

・外封筒(中封筒、連絡担当者の名刺1枚を入れる封筒)

- ・「**一般書留**」又は「**簡易書留**」のいずれかとする。
- ・封筒は任意とします。(例 角形2号)
- ・縦書き、横書きは自由とする。
- ・封かん(割印)の必要はありません。
- ・物件ごとの中封筒(入札書)を入れてください。(3つの物件に入札する時は3部必要です。)
- ・連絡担当者の名刺を1枚入れてください。

(表)

切手	〒592-0013
大阪府高石市取石6丁目9番40号	
泉北環境整備施設組合職員厚生会 事務局 行	
差出人	
住 所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○
商号又は名称	○○○○ ○○○○
代 表 者	○○○○○ ○○ ○○
「一般書留」又は「簡易書留」とすること。	

⑥ 入札及び開札

入札日時	令和8年2月26日(木)午前10時から ※会場への入室は午前9時45分からとします。
会 場	泉北環境整備施設組合 管理棟3階
開札の立会い	・開札の立ち会いをすることができます。(任意) ・開札を立ち会う場合は、1者に対し1名とし、「入札立会確認書」を記入していただきます。
郵便入札方法	・入札書(様式5)に、設置使用料に入札金額を記載してください。 ・年間本数(令和6年度実績)の多い物件から入札を行い、一抜け方式を採用し、落札者は、その後の入札については参加できません。 ※ただし、他に応札のない物件については有効とします。 ・原則として、 <u>1業者につき1契約</u> とします。 ・ <u>入札書は、中封筒に各々物件ごとに封筒に入れて密封し、物件番号、件名を記入し、外封筒を郵送にて提出してください。</u> ・入札参加者が1者である場合においても、原則入札を執行します。 ※不正な入札が行われる恐れがあると認められたとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期又は、中止することがあります。
入札保証金	免除とします。
入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とします。 ①入札について不正の行為があったとき。 ②入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき、又は入札書に記名押印がないとき。 ③1つの入札につき、入札書を2通以上提出したとき。(中封筒に複数の入札書があるとき。) ④落札業者においては、落札後の入札は無効とする。ただし、他に応札のない物件については有効とする。 ⑤設置使用料の記載が不明瞭で判別しがたいとき。(設置使用料の訂正は認められません。) ⑥その他この規則で定める事項又は別に定める事項に違反したとき。
落札者の決定	・厚生会が定めた最低設置使用料以上で、最も高い価格をもって入札した者を落札者とし、最も高い価格で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ(入札参加申込順)によって落札者を決定します。(立会人が不在の場合、職員が代理で行います。) ・落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。 なお、最も高い価格をもって入札した者が辞退した場合には、次点の者を落札者とします。 ・落札がなかった物件については、再度入札を実施します。

5 契約の締結

- ① 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合は、契約を締結しないものとみなし、落札は無効となります。
- ② 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。
- ③ 自動販売機設置契約は、入札参加者名義で行います。

6 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ② 落札の決定から契約締結までの間に、資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると厚生会が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと厚生会が判断したとき。
- ④ 設置事業者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

7 その他

- ① 提出された入札参加申込書等は返却しません。
- ② 本要領に記載のない事項については、落札後に協議します。

8 参考

① 建物概要

- ・名称 泉北クリーンセンター
- ・場所 和泉市舞町87番地
- ・敷地面積47808.38㎡

② その他

- ・業務時間 平日8:45～17:15
- ・組合施設在籍職員予定数(特別職、正職員及び臨時・嘱託職員) 44人(令和8年度)
- ・1日当たりの来庁者数見込み 約200人(来場者の利用はあまり見込めません。)

9 問合せ先

泉北環境整備施設組合職員厚生会 事務局

電話 0725-46-0150

FAX 0725-46-0800